

## 小美玉市地域再生拠点施設チャレンジショップ開設支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小美玉市地域再生拠点施設の設置及び管理に関する条例(平成25年小美玉市条例第13号。以下「条例」という。)に規定するチャレンジショップ(以下「施設」という。)において、地域に根ざした起業者等の参加を促すとともに開設準備経費の負担を軽減するため、施設の開設に要する什器備品等購入費に対する補助金を交付するものとし、その交付については、小美玉市補助金等交付規則(平成18年小美玉市規則第41号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、小美玉市地域再生拠点施設チャレンジショップ使用者選定委員会により選定され、小美玉市から使用許可を得た者とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が実施する施設の開設に要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 1件あたり1万円以上の什器備品購入費
  - (2) 1件あたり3万円以上の内外装整備費及び構築物整備費
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
- 2 いずれも選定者と定められた日から開店後1ヶ月までの期間に発注した経費を対象とする。
- 3 現在までの使用者から直接売買された什器備品や設備等で、過去に補助の

対象となったものは対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に1/2を乗じた額(1000円未満切り捨て)とする。ただし、予算の範囲内において1店舗当たり100万円を上限とする。

2 この補助金の交付を受けた者は、再度この告示による交付を受けることはできない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小美玉市地域再生拠点施設チャレンジショップ開設支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に關係書類を添付のうえ市長に提出するとともに補助申請の内容の確認を受けなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、第3条の内容に該当すると認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行ったときは、小美玉市地域再生拠点施設チャレンジショップ開設支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者あてに通知するものとする。

3 市長は、前項の交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

(開設準備完了報告)

第7条 申請者は、開設準備が完了したときは、小美玉市地域再生拠点施設チャレンジショップ開設支援事業費補助金開設準備完了報告書(様式第3号)

に関係書類を添付のうえ市長に提出しなければならない。

(完了検査)

第8条 市長は、申請者から前条の開設準備完了報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 市長は、必要に応じ、開設準備に係る施工業者及び申請者を立ち合わせ、現地審査を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の検査により適当と認めたときは、補助金の額を確定し、小美玉市地域再生拠点施設チャレンジショップ開設支援事業費補助金確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払方法)

第10条 規則第8条第2項に規定する概算払の方法により補助金を受ける場合は、申請者は、小美玉市地域再生拠点施設チャレンジショップ開設支援事業費補助金概算払交付請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。ただし、補助金の一部を概算払又は前金払として交付を受ける場合は、補助金交付決定額の4/5以内の額とする。

2 申請者は、交付の確定した補助金の額又は補助金の確定した額から、前項に基づく概算払の方法により支払いを受けた補助金の額を差し引いた額の支払いを受けようとするときは、小美玉市地域再生拠点施設チャレンジショップ開設支援事業費補助金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、申請者から前項の請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を支払うものとする。

4 補助金の支払いは、口座払とする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 事業の実施について、不正の行為が認められるとき。

(処分の制限)

第12条 申請者が補助金の交付を受けて設置した補助対象物件は、施設の利用期間中に処分をしてはならない。また、利用期間終了後も補助対象物件の自己負担額を超える金額で転売してはならない。

2 申請者は、前項の期限内において補助対象物件を移動し、又は処分しようとする場合は、小美玉市地域再生拠点施設チャレンジショップ開設支援事業に係る財産処分の承認申請書(様式第7号)に処分計画書を添えて、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。